

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第20号の概要

請求内容	違反建築物に係る公文書
所管課	都市計画局建築指導部建築安全推進課
所管課の決定	公文書の公開請求拒否決定
審査会の結論	実施機関が行った公文書公開請求拒否決定処分を取り消し、改めて公開又は非公開決定を行うべきである。
所管課の主張	<p>1 本件請求は、実施機関が行った本件建築物への違反指導内容が分かる部分及び現場の写真を公開請求しているものである。</p> <p>2 条例第7条第1号該当性について</p> <p>(1) 仮に本件請求に係る公文書が存在する場合においては、違反指導を行っているという事実がわかり、本件建築物が法上の違反状態となっている蓋然性が高いことがわかるが、建築基準法（以下「法」という。）は、是正命令に至った案件のみ所有者等の情報を公表することを予定していることから、命令に至らない所有者等については、自己所有等の建築物が違反状態であることや、違反指導を受けていることを一般に公表されることを予定されていない。</p> <p>(2) 建物登記によって所有者を確認できることから、違反指導を行っている事実を明らかにすると、いまだ命令の対象にまでは至っていない特定の個人が違反建築物の所有者として特定され得ることとなってしまう、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。</p> <p>(3) 仮に本件建築物がその外観から法に違反していることが近隣住民等に予測できるとしても、非公開事由性は、「特定の個人が、行政から違反指導を受けている違反建築物の所有者である」ことが一般に明らかになることが、個人のプライバシーを侵害するものか否かによって判断しなければならない。</p> <p>(4) したがって、請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1号に規定する情報を公開することになる。</p> <p>3 条例第7条第1号ただし書該当性について</p> <p>(1) 条例第7条第1号ただし書は、非公開により保護される個人の利益と、公開により保護される「人の生命、身体、健康、生活又は財産」とを比較考量して、後者が前者に優越するときには、公開を義務付けている趣旨である。</p> <p>(2) 建築物の違反指導行政において是正命令を行うことは最終手段であり、強力な是正の行政指導を経ても是正がなされない場合に、裁量を行使することにより、是正命令を行うことが常であるが、当該裁量は完全なる自由裁量ではない。法第9条による命令を適時、適切に発しており、本件建築物について、仮に当職が違反指導を行い本件請求に係る公文書が存在していたとしても、是正命令により所有者等の情報を公表していない本件建築物の状態は、いまだ国民の生命、健康及び財産を侵害しそうな著しく危険な違反建築物ではない。</p> <p>(3) したがって、本件建築物の状態は、いまだ、非公開により保護される個人のプライバシーに優越するとはいえない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 条例第7条第1号該当性について</p> <p>(1) 法等に反しているか否かの客体は、建築物そのものであり、当該建築物の所有者等は直接の客体ではないから、違反建築物につき是正指導等を受けているとの情報は、一般的見地から「他人に知られたくない」情報とは必ずしも言えない。また、所有者等によっては、行政から指摘を受けてはじめて違反事実を知る場合も少なくなく、このような場合は、所有者等にとって有益な情報ともなりうるものであり、みだりに当該個人の社会的信用等の低下をおよぼす蓋然性</p>

	<p>が一般的見地から認められる情報とまでは言えない。</p> <p>(2) 本件建築物は、法に違反していることがその外観から一見して明白であり、違反の事実は、既に近隣住民等によって広く知られている情報であるから、そもそも「通常他人に知られたくないと認められる」情報には該当しない。</p> <p>2 条例第7条第1号ただし書該当性について</p> <p>(1) 条例第7条第1号ただし書の要件該当性は、当該情報にかかる関連法令が保護しようとしている社会的法益（公益）の観点からも検討し、プライバシーの要保護性との比較考量において判断されなければならない。条例の目的からすると、ただし書の「人の」は個別具体的な個人を指すものではなく、社会的公益たる「生命、身体、健康、生活又は財産」であると解されなければならない。</p> <p>(2) 法が保護しようとしている権利利益は、同一の都市計画区域内の住民の「生命、健康及び財産」、ひいては「都市の安全確保」という形で広く市民一般の利益、社会的法益にまで及んでいる。</p> <p>(3) ただし書の該当性判断は、公正な政策決定過程の確保という観点から考察されねばならず、その主体は広く市民一般であり、社会的法益であると解されるべきで、是正命令等の処分がない限り、市民が具体的な指導内容の情報を全く得られないのでは、公正な政策決定過程の確保という条例の趣旨に反する。</p> <p>(4) 是正指導等を受けているとの情報は、プライバシーの要保護性が著しく弱いもので、行政が「都市の安全確保」という社会的法益を保護する方向で適正・公正に運営されているか否かを判断するための情報を公にする必要性をないがしろにしてまで、秘匿する必要性のある情報であるとは認められない。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>1 公文書公開請求拒否は、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を条例第7条各号の規定の趣旨に照らし具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで拡大解釈されないよう、特に慎重な判断を行う必要がある。</p> <p>2 本件処分について</p> <p>(1) 上記のとおり、公文書の存否を明らかにせず公文書公開請求を拒否する処分は特に慎重に取り扱う必要があるため、当審査会において、実施機関に対し本件建築物の状況について確認したところ、①本件建築物については、過去に法第9条第1項に基づく是正命令を行うとともに、同条第13項の規定に基づき公示を行い、京都市公報に登載されている、②当該是正命令に基づき、違反内容の一部については改善がなされたが、いまだに法違反の状態である、③過去の是正命令の名宛人は、現在の所有者とは別の者である、との説明を受けた。</p> <p>(2) 一般論として、違反指導内容を記録した公文書の存否を明らかにすることで、実施機関の主張する、いまだ命令の対象にまでは至っていない特定の個人が違反建築物の所有者として特定され得ることとなり、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、本件建築物については、過去に行われた是正命令及び公示によって、広く一般に、違反建築物であることは明らかであり、更に現在も一部の法違反の状態が継続しており、また、現在の所有者は、違反建築が行われた時の所有者とは異なるのであるから、少なくとも、過去において建築物に違反の事実があったことが明らかになったとしても、それが現在の所有者にとって不名誉で通常他人に知られたくないものとまでは言えない。</p> <p>(3) このような場合においてまで、違反指導内容の記録の存否を明らかにすることにより建物所有者のプライバシーを侵害するおそれがあるという、実施機関の主張に理由があるとは言えない。</p>